

## 償却資産の実地調査について

小矢部市では、適正かつ公平な課税を行うため地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づく訪問調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）や、第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）に基づき、税務署に申告した所得税又は法人税の申告書類を閲覧する調査を行っています。

これらの調査の中で、申告内容を確認するために必要な帳簿等の参考資料の提出依頼や現場確認及び電話による問い合わせ等を行いますので、ご協力をお願ひいたします。

### 【提出依頼する書類】

1. 直近の所得税決算申告書（個人の場合）  
直近の法人税決算申告書（法人の場合）
2. 減価償却明細書（※）
  - ・収支内訳書の減価償却費の計算欄の部分（個人の場合）
  - ・定率法による
3. 固定資産台帳
4. リース契約書
5. その他

※資産の取得年月日及び取得価格のわかる書類をご用意ください。

なお。資産を「一式」として申告している場合、資産別の明細が必要になります。

### 問合せ先

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号  
小矢部市役所税務課 資産税担当  
電話 0766-67-1760 (内線726)